

1 開会日時

平成 26 年 12 月 18 日（木）午後 1 時 30 分

2 閉会日時

平成 26 年 12 月 18 日（木）午後 2 時 16 分

3 会議開催の場所

教育研修センター5 階大研修室

4 出席委員

- (1) 佐 藤 秀 樹
- (2) 平 出 道 雄
- (3) 斎 藤 誠 子
- (4) 石 澤 千 鶴 子
- (5) 月 永 良 彦

5 事務局出席職員

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 教育部長 | 福 井 正 樹 |
| (2) 理事教育次長事務取扱 | 成 田 聖 明 |
| (3) 教育次長 | 伴 孝 文 |
| (4) 浪岡教育事務所長教育課長事務取扱 | 平 田 公 成 |
| (5) 参事文化スポーツ振興課長 | 加 藤 文 男 |
| (6) 総務課長 | 八木澤 透 |
| (7) 社会教育課長 | 杉 山 潔 |
| (8) 中央市民センター館長 | 木 浪 経 彦 |
| (9) 文化財課長 | 白 取 愼 也 |
| (10) 市民図書館長 | 渡 邊 薫 |
| (11) 学務課長 | 工 藤 裕 司 |
| (12) 学校給食課長 | 川 邊 真理子 |
| (13) 指導課長 | 山 谷 明 |

6 会議に付議された案件

(1) 議事

議案第 41 号 臨時に代理し処理した事項の承認について

議案第 42 号 (仮称) 青森市教育振興基本計画の策定について

(2) 報告

寄附採納について

青森市立東中学校屋外教育環境整備工事の設計変更に伴う変更契約について

屋内グラウンド（サンドーム）の主練習場の利用休止について

「就学援助：新入学学用品費」の新中学 1 年生への入学前 3 月支給について

平成 25 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について

浪岡南小学校児童下校中のスクールバスの事故について

7 会議録署名委員

- (1) 齋藤 誠子
- (2) 月永 良彦

8 会議の概要

午後 1 時 30 分に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項 7 のとおり指名する。

議案第 39 号及び議案第 40 号を審議し、原案のとおり決定した。
事務局から 6 件の事案を報告し閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

委員長

それでは議事に入ります。議案第 41 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

教育部長

議案第 41 号 臨時に代理し処理した事項の承認について、御説明いたします。市では、適正な特別職の職員の給料等の額について、青森市特別職報酬等審議会に諮問し、去る 10 月 15 日に答申を受けたところであり、平成 26 年第 4 回青森市議会定例会に「青森市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を提案することとしたことから、事務局では、教育長の給料についてもこれにならい「青森市教育委員会教育長の給与等に関する条例」の改正条例を議会提案することとしたものであります。附属資料の 1 を御覧ください。

このたびの改正は、答申の内容を踏まえ、市長及び副市長の削減率の約 15% にならい教育長の給料月額を改めるとともに、上限を超えない範囲で市長と協議して給料月額を定める、いわゆる上限制を廃止するものであり、施行期日は、平成 27 年 1 月 1 日としております。

附属資料の 2 を御覧ください。改正の内容につきましては、新旧対照表のとおり、第 2 条第 2 項中「77 万 7 千円の範囲内の額で青森市教育委員会（以下「委員会」という。）が市長と協議して定める額」を「66 万 500 円」に改め、同条第 3 項ただし書き中「委員会」を「青森市教育委員会」に改めるものです。

なお、現在の教育長の給料月額は、いわゆる上限制の規定により、市長と協議の上、条例で定める「77 万 7 千円」から約 20% を削減した「62 万 1 千 900 円」としてありますが、このたびの改正により条例で定める額と同額の「66 万 500 円」となります。この改正については、市の検討作業が 11 月下旬までと時間を要したことから、教育委員会の会議を開催するいとまがなかったため、「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第 5 条第 1 項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

以上御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

委員長

それでは議案第 41 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

委員長

御異議がないようですので、議案第 41 号については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 42 号「(仮称)青森市教育振興基本計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

教育部長

議案第 42 号「(仮称)青森市教育振興基本計画の策定について」御説明いたします。本年 3 月に策定をした「青森市教育振興基本計画」につきましては、計画期間を青森市新総合計画前期基本計画との整合を図るため、平成 26 年度から平成 27 年度の 2 ヶ年としたところ です。

このため、来年度中に次期計画の策定が必要となります。

附属資料を御覧ください。

次期計画の計画期間につきましては、来年度、策定される青森市新総合計画後期基本計画と同じく、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 ヶ年となります。

策定理由につきましては、これまでの考えを踏襲いたします。

また、現計画策定の際、「青森市子ども読書活動推進計画」及び「青森市スポーツ推進計画」については、既に策定されていたため、それぞれの分野を委ねることとしましたが、いずれも、

- ・ 平成 27 年度末に計画期間の終期を迎えること
- ・ 法令上も単独の計画とする必要がないこと

から、次期基本計画は教育施策の全ての分野を網羅したものとするため、これらの計画分野を取り込み策定したいと考えております。

その上で、各施策にまたがる子どもの読書活動の推進については、引き続き充実を図ることを示すため、具体的な取組をまとめた計画に準じたものを別に作成したいと考えております。

策定効果につきましては、現計画と同様、四つの政策の具現化としております。

最後にスケジュールにつきましては、来年 4 月から 7 月まで現計画のフォローアップを実施、その後、素案の検討を進め、11 月には素案を決定し、パブリックコメント等の実施を経て、平成 28 年 3 月に次期計画を決定したいと考えております。

以上、御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんか。

月永教育長

もう少し詳しく御説明致します。昨年度苦労して今年度の 3 月に出した現在の教育推進基本計画ですが、これは計画期間が 2 年間で作ったものです。今回は、平成 28 年度から使う基本計画を作らなければいけないということで、またその準備に入ることです。

今教育部長から話があったように、スポーツ振興計画と子ども読書活動推進計画については、今まで別個の計画として取り扱っていたものを、1 つの基本計画の中で一緒に取り扱うということです。

スポーツ推進計画については問題はないのですが、読書活動推進計画については、10 年ほど前に第 1 期計画で子どもの読書活動を推進していくということとかなり詳しいものがありましたので、この中から今の教育振興基本計画に取り入れることが出来るもの

を基本に考えていきますが、それとは別に詳しいものを作成するという形で今後整理し、進めていきたいと考えております。

委員長

前回、昨年3月に作成した時は、国の教育振興基本計画と少し関連する形でしたが、今回は5年という長さがあるので、平成28年度の策定後に様々な法律が成立した場合などは、この計画も調整等を行うということで理解してもよろしいのでしょうか。

教育部長

今委員長から話がありましたとおり、国の教育振興基本計画があり、それに必ず準拠しなければいけないとなっている訳ではありません。しかし、策定の段階ではそれを参照して作っていくものですので、国の計画が変われば、それによって新たなものが必要になった場合は、もちろん教育委員会の判断ということになります。修正は可能ですし、その必要性が出てくることもあるかと思えます。

委員長

わかりました。そのほか御意見、御質問等はございますか。

～ なし ～

委員長

それでは議案第42号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

委員長

御異議がないようですので、議案第42号については原案のとおり決定と致します。

(2) 報告

委員長

それでは報告事項に入ります。今回の報告事項は6件となっております。

まず報告1「寄附採納について」事務局から報告をお願いします。

総務課長

寄附採納について、御報告申し上げます。

お手元の「寄附採納一覧」を御覧ください。

P T Aなどの学校・地域の関係者から特定の学校への寄贈申し出が6件ありました。

1ですが、幸畑小学校が「父母と教師の会」から「デジタルカメラ」4台を受領いたしました。

2ですが、三内西小学校が「創立30周年記念事業実行委員会」から除雪機を受領しました。

No.3ですが、原別小学校が、近隣にお住まいで日本板画院にっぽんはんがいんに所属する「寺田 博 様」てらだ ひろしからご本人が制作した「木版画 雪の原小」を受領しました。

No.4ですが、佃小学校が「P T A」から「図書室閲覧用机」を受領しております。

No.5ですが、泉川小学校が「創立40周年記念事業協賛会」から「体育館音響機器一式」を受領いたしました。

No.6ですが、造道小学校が「父母と教師の会」から「移動式石油ストーブ」3台を受領いたしました。

寄贈者氏名、寄贈物件等の詳細は、資料記載のとおりであります。

このたびのご厚意に対しまして、心から感謝致しますとともに有効に活用させていただくこととしております。

委員長

ただ今の事務局のご報告について、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

委員長

次に、「青森市立東中学校屋外教育環境整備工事の設計変更に伴う変更契約について」これについても事務局から報告をお願いします。

総務課長

青森市立東中学校屋外教育環境整備工事の設計変更に伴う変更契約について、御報告申し上げます。

本整備工事については、契約案件として、議会の議決に附して工事を実施しているものでございますが、施工に伴いまして数量が変更となったことから、増額変更となりましたのでその内容を御説明いたします。

なお、変更契約については、議会からあらかじめ指定いただいている「変更前の金額の10分の1に相当する額を越えないもの」でありますことから、議会の議決によらず専決処分により、手続きを進める予定としております。

資料に基づきましてご説明申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

この工事は、改築工事を行っている東中学校のグラウンド等を整備するものであり、工事の工期及び受注者は資料記載のとおりとなっております。

主な変更理由でございますが、

- ・現場試掘調査したところ、グラウンド及びテニスコート整備の支障となる既設のコンクリート構造物、つまり側溝等でございますが、地中から発見され追加の撤去処分が必要となったこと、
- ・防球ネット及び擁壁設置に伴い、支障となる樹木があり、追加の伐採が必要となったこと、
- ・工事着手前の詳細な測量調査等の結果、アスファルト舗装面積が縮小となったこと、

などとなっております。

このような変更に伴う金額の増減の結果、契約金額1億4560万234円に対し、変更後の額が1億4590万5840円となり、額にして30万5606円の増額、率にして0.21パーセントの増となるものであります。

以上でございます。

委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

委員長

報告の3件目に入ります。

「屋内グラウンド(サンドーム)の主練習場の利用休止について」事務局から報告をお願いします。

文化スポーツ振興課長

青森市屋内グラウンドの陥没に伴う主練習場の利用休止と今後の対応とスケジュールについて、御報告申し上げます。

青森市屋内グラウンドの陥没につきましては、去る11月7日(金)の夜に、主練習場において、市民が利用されている際に一箇所発見されております。

このため、翌日11月8日(土)には、陥没箇所の埋め戻しのため、主練習場の利用を休止するとともに、代替施設の利用を希望される方に対しましては、みちぎんどリームス

タジアム(青森市スポーツ会館)この多目的広場を御利用いただいたところでございます。

その翌11月9日(日)及び10日(月)は、開館前の主練習場の地面をチェックした上で市民利用の際には職員の立会いのもと利用を再開したところでございます。

しかしながら、冬期間は主練習場の利用申請が非常に多い状況にありますことから、できるだけ利用申請者のご要望への対応に向け、地面のチェックや職員立会いではなく、より安全で安心して主練習場を御利用いただくための対策につきまして指定管理者や専門業者と検討することとし、11月11日(火)から利用を一時休止としたところでございます。

今回のような主練習場の地面の陥没は、平成21年度頃から発生しておりまして、毎年定期的実施しておりますグラウンドの表土の入れ換えの整備作業中に散見されており、最近では、平成24年度に3箇所、平成25年度に1箇所、今年度は5月に1箇所、10月に1箇所発生いたしました。いずれも整備業者による埋め戻しを行ってまいりました。

このように、グラウンド整備中とはいえ、近年の陥没状況を踏まえ、その原因を調査するため、本年9月27日から11月20日まで、地盤調査を実施したところでございます。

その調査によりますと、陥没の原因は、

- 1つに、グラウンドの地盤が軟弱であるため、建設時には、このことを踏まえ施工しているものの、表層の土や砕石が沈下していると考えられること
- 2つに、グラウンドの地中に格子状にコンクリートの梁が設置されており、その梁が杭基礎により支えられているため、地盤沈下により沈下しない梁の下に空洞が発生し、その隙間や地下水面に土砂が流れ出すことで、空洞が拡大し、陥没したのではないかと考えられます。

教育委員会といたしましては、このたびの陥没が、これまでになかった市民利用時に発見されたという事実を重く受け止めるとともに、今回の地盤調査結果を踏まえ、利用者の安全を確保するためには、抜本的な対策が必要と判断し、グラウンドの土と砕石の全面入れ換え工事を実施することといたしました。

そのため、主練習場につきましては、市民の皆様にご不便と御迷惑をお掛けすることになりますが、当面の間、利用を休止とさせていただくこととしたところでございます。

今後のスケジュールと致しましては、土と砕石の全面入れ換え工事に向けた設計業務を今年度中に完了し、来年度早々には、工事に着手したいと考えております。

工事期間につきましては、設計業務によって詳細が決定することから、設計業務が終了した段階で改めてお知らせしたいと考えております。

また、今回の主練習場利用休止に伴い、利用予定者の皆様には利用休止及び市の代替施設利用のご案内のほか、既に施設使用料を納付されている方々には使用料を還付する旨お知らせしたところでございます。

なお、ジョギングコース及びトレーニング室は、当面、工事着工までは、これまでどおり利用可能としておりますが、工事期間中につきましては、改めて、判断し市民の皆様へ御案内していくこととしております。

以上でございます。

委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

月永教育長

新聞でも御存じかと思いますが、サンドームの屋内グラウンド場では今までも何度か陥没した所が出ており、そのたびに埋めて対応をしてきておりました。しかし、今回は4箇所見つかри、それを調べたところ、グラウンド場の下に張り巡らされているコンクリート

の梁の間の部分がぼっかりと空いている箇所が多数あることが判明し、これは今回だけ対応しても今後も発生する危険性があるものと判断し、安全性を第一に考え、抜本的に工事をして土の入れ替えなどを行うこととしたものであります。この施設を主に使うのは冬期間であるため、議会から、「穴の空いてない所だけを直して使わせればどうか。」という意見も出ましたが、我々としては、やはり安全性を第一に考え、この際、抜本的に対応していく旨の説明をいたしました。また、今回工事を行うと、当分の間は使えないということで、市民の皆様には御不便をおかけするかと思いますが、やはり使ってもらうからには、安全に楽しく使ってもらいたいと考えておりますことから、出来る限り代わりの場所等を紹介したり、様々な手続き等のお世話をします。

委員長

ありがとうございます。それでは次に、「就学援助：新入学学用品費」の新中学1年生への入学前3月支給について」事務局から報告をお願いします。

学務課長

「就学援助：新入学学用品費」の新中学1年生への入学前3月支給について御報告いたします。

就学援助につきましては、学校教育法第19条を根拠法令に、保護者の負担軽減を目的として、「学用品費」「体育実技用具費」「校外活動費」「新入学学用品費」「修学旅行費」「通学費」これらを就学援助認定者に支給しているところであります。

この中の「新入学学用品費」につきましては、入学に係る準備経費の一部を援助することを目的に、これまで新小学1年生及び新中学1年生を対象に小中学校とも入学後の5月～6月頃に支給を行って参りましたが、新入学学用品費の目的である中学入学前の保護者の負担軽減を図るため、今年度より新中学1年生となる現小学6年生を対象に、平成27年3月下旬に新入学学用品費を支給することとしました。

なお、新入学学用品費振込日から入学式前日までこの間に市外転出した場合は、返納していただく予定としております。

現在、教育委員会事務局では、小学校長会、中学校長会、そして公立学校事務研究会から選出していただいたメンバーによる検討会議において、御意見をいただきながら、実施に向けたマニュアルの作成をはじめとする準備作業を鋭意進めているところであります。

なお、新小学1年生を対象とした新入学学用品費の支給につきましては、学校教育法において支給対象が「就学後の学齢児童生徒」となっておりますことから、これまでどおり、小学校入学後の早い時期に新入学学用品費を支給することとしております。

以上でございます。

委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

委員長

次に、「平成25年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」事務局から報告をお願いします。

指導課長

平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について、御報告申し上げます。

本調査につきましては、文部科学省が全国の国公私立の小・中学校及び高等学校などを対象に、児童生徒の暴力行為・いじめ・不登校の状況について毎年調査しているものであり、本年10月、全国及び本県の調査結果が新聞報道等で公表されたところでございます。

つきましては、青森市の公立小・中学校における暴力行為、いじめ、不登校の概要について順次御報告いたします。

配付資料を御覧下さい。

暴力行為につきましては、対人、器物損壊をあわせた暴力行為の発生件数は、小・中学校あわせて39件となっており、平成24年度より4件、9.3%減少しております。

また、暴力行為のうち生徒間暴力が20件で、全体の51%を占めております。

1,000人あたりの発生件数で比較すると、小学校においては全国を下回っているものの、県を上回っており、中学校においては全国、県よりも下回っております。

小学校における生徒間暴力につきましては、些細なトラブルから、叩いたり、蹴ったりといった暴力行為に発展する事案が多く報告されております。

また、小学校における器物損壊につきましては、特定の学校において、数名の児童が壁を蹴って破損させたり、窓ガラスを割ったりする行為に及んだことによります。当該の学校においては、学級担任のみに対応を任せることなく、複数の教員で指導に当たるとともに、事務局におきまして、指導課指導主事を複数回派遣し、学校の対応を支援したところでございます。

いじめにつきましては、いじめの認知件数は、小学校が60件、中学校が118件となっており、小・中学校あわせて平成24年度より79件、30.7%の減少となっております。

この内、小学校で58件、中学校で116件が年度内に解消しており、解消率につきましては、小学校が96.6%、中学校が98.3%となっております。

なお、解消に至らなかった小学校2件と中学校2件につきましては、昨年度中に、被害児童生徒に対するいじめの行為が無くなるなど、一定の解消が図られておりますが、児童生徒が不安なく安心して生活できるよう、今年度においても、教員による教育相談や未然防止に向けた見守り等を継続しているところであります。

1,000人当たりの認知件数で比較すると、小学校においては全国及び県を下回っており、中学校においては全国を下回り、県とは同程度となっておりますが、「いじめは、いつでも、どの子どもにも起こりうる」という認識のもと、認知されていないケースもあるとの認識に立ち、早期発見・早期対応に努めるとともに、未然防止に向けた取組を充実させるよう各学校を指導して参ります。

配付資料の2枚目を御覧下さい。

不登校につきましては、小・中学校あわせて318人となっており、平成24年度より、22人、7.4%の増加となっております。

不登校児童生徒のうち、平成25年度中に登校できるようになった児童生徒数の割合は、小・中学校あわせて28.9%で、平成24年度より5.5ポイント下回っております。

なお、在籍児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合で比較しますと、小学校においては、全国を下回っているものの、県を上回っており、中学校においては、全国、県よりも上回っております。

不登校につきましては、不登校の要因が、家庭、学校、本人にかかわる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多いことから、本市の不登校児童生徒の割合が、概ね全国、県を上回っている要因は、はっきりと特定はできないものの、本市の児童生徒の特徴として、登校の意思はあっても体の不調を訴えて登校できないなど、心の不安を中心とした情緒的な混乱がきっかけで不登校に至った児童生徒の割合が、県と比べて高いことから、各小・中学校に対しては、今後におきまして、児童生徒や保護者と学校との関係を丁寧に構築しながら、適切に関わるよう指導して参ります。

これらの問題行動等への対応につきましては、未然防止、早期発見、早期対応が重要に

なりますことから、まず、各学校が、「全体で一人一人の子どもと向き合える体制づくり」、「分かる授業の推進」、「保護者との連携」、「よりコミュニケーションが図られる学級づくり・学校づくり」に努めるとともに、事務局におきましても、教育相談の充実のため、スクールカウンセラーや市教育研修センターに配置している専門的な資格を有するカウンセリングアドバイザーの派遣、不登校の子どもへの学校復帰に向けた、教育相談員と指導主事による学校訪問を実施することなどにより支援して参ります。また、教職員の指導力向上のための、生徒指導や学級経営に係る研修講座の開催や、全ての小・中学校を対象に、指導課指導主事が行う生徒指導訪問を今後も継続して実施し、問題行動等の減少に努めて参ります。

以上でございます。

委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

石澤委員

資料は平成 25 年度のものとなっていますが、暴力行為、いじめ、不登校に関して年度の途中でも集計はしているのでしょうか。もし分かっていたら今年度の状況を教えてください。

指導課長

この文科省の調査は一年分を調査しています。1 学期、2 学期と学期が終わるごとに集計はしておりますが、現在データは手元にはございません。

また、不登校の割合についてですが、これは本市の課題でもありますが、残念ながら減少していないという状況が事実としてはあります。

石澤委員

わかりました。ありがとうございます。

委員長

他に何かございますか。

平出委員

青森市の暴力行為やいじめは、1000 人当たりの発生件数では、概ね全国あるいは青森県よりも低い状況にあるということで、関係者の方々が御努力されていることにまず感謝申し上げます。

また、不登校については、中学校の在席児童数に対して不登校の生徒数の割合が全国や青森県よりも高い。その状況についての御説明がありました。それぞれの事情も異なりますし、また複雑な要因もあろうかと思えます。関係者の方々は大変心を痛めて御苦労されているかと思えます。スクールカウンセラーを活用するとかコミュニケーションを密にするとかのご説明がありましたけれども、是非、着実に進めて不登校の生徒の例が少しでも少なくなる様に引き続き御努力頂きますことをお願い申し上げます。

委員長

他によろしいですか。

月永教育長

今の指導課長の説明のとおりですが、昨年度、暴力行為が減った理由は、数年前からかなり荒れた学校があり、そういった学校が昨年度は落ち着いてきたというものです。しかし、それも全くなくなっていくわけではなく、特にすぐにカッとなって殴りかかったりするような子どもが全くなかった訳ではありませんので、それに対してもやはり教育としての指導、親の保護能力といったことについて、これからじっくり話し合っ

いかなければならないと思っております。

また、いじめに対しましては、平成 24 年度から急に増加している理由として、例の大津のいじめの自殺の事件がありまして、いじめと判断する際に、ちょっとした悪口などもいじめとなるということが浸透し、そういった小さいことでも訴えるようになったというものです。それが平成 25 年度に減ってきて落ち着いてきたのは、学校での対応の仕方やいじめに対して真摯に向き合う姿勢が見えてきたという結果です。しかし、なお 100 を超えるいじめの件数があるということは、我が市の課題であるのではないかと思っております。これに関しては、ほとんどが学校での先生方との話し合いや親子の話し合いで既に解決しており、残っているのが小学校 2 件、中学校 2 件です。それもある程度落ち着いていますが、やはり不安がっている子どもが未だにあり、それを見取りながら相談に乗って対応しているという状況であることを御理解頂ければと思います。

さらに、問題は不登校については、私も現場にいた時にたくさんの不登校の子どもたちを抱えて非常に悩み、先生方や親、それから地域の方々を巻き込んで色々な手を使いましたが、なかなか減ってはいきませんでした。直ったと思っても、また別の子が不登校になるという状況です。これは、一つにはいじめからくる子や、またほんの少しですが先生にきつく怒られて学校に行けなくなったという子、発達障害の子どもが人間関係を構築できないなど、不安に怯えてちょっとしたことで集団の中に入っていけなくなってしまっている状況です。これは、本人は行きたくなくて行かないのではなく、行きたくても行けない状況となっているものであり、こういった子ども達がここ 10 年位で増えてきた印象を受けています。

こういった社会的な現象に我々が教育としてどう関わっていけばよいか、各学校及び教育委員会で色々な検討をされている最中でございます。また、全国でも不登校が問題とされており、この子たちに何か希望を見出せる方法というものがあったらということで取り組んでおりますが、なかなか数が減らない状況です。

この研修センターにも不登校の子どもたちが通って来ておりまして、中でも中学 3 年生については受験がありますので、一所懸命に勉強しております。大抵の生徒は高校へは入学していきますので、高校でもそういった子どもたちに色々に対応することに手を付け始めています。また、かなり前からそういった対応をしており、中学校を 3 年間行けなかった子どもたちが高校へ行って生徒会の会長をやっているとの話も聞いておりますので、やはり小中高連携と言いますか、こういったことを情報交換しながら子どもたちを救ってあげなくてはいけないと、我々も思っています。

委員長

他にございますか。

斎藤委員

不登校という子どもの数え方としては、学校に行かなければ不登校でしょうか。それとも、学級に行かなければ不登校なのでしょうか。例えば、その学校によって、学校には行っているけれども授業を受けていない子どもが 3 名から 4 名ほど、多いところではもう少しいるのではないかと思います。保健室に居たり、普段は学校に行っているけれども、修学旅行にはどうしても行けない子どもが居たりします。この資料の数字は何を表しているのですか。

指導課長

この数は、30 日間学校に行っていない子どもの数です。

斎藤委員

学級に行っていない子どもではないということですね。それでは、この研修センターに

通っている子ども達はこの中に入っているのですか。また、その学区の学校に行っていなければこの数字に入っているのですか。

指導課長

まず、学校に関しては、特別に配慮している子ども達はこの中に入っていない。

月永教育長

研修センターに通っている子ども達は数字に入れていません。

斎藤委員

そういった子ども達も問題だと思います。同じ集団の中で、せっかく楽しみにしていた修学旅行に行けないなど、本当はそういった子どももこの不登校児童の他にいますが、教育委員会では把握しているのですか。

月永教育長

そういった子ども達も全部把握しています。例えば、この会議室の下の教育相談室に来ている子は、学校に登校したと認めております。これは、ある年から国でそういった決まりになっておりまして、大きな学校の集団の中は無理だけれども、小集団のこういった場所でマンツーマンにより勉強することは出来る子どもがいる訳です。こういったことを認めようということで、この統計の仕方になっております。

斎藤委員

わかりました。

委員長

それでは報告の6件目、「浪岡南小学校児童下校中のスクールバスの事故について」事務局から報告をお願いします。

浪岡教育事務所長

12月10日に発生しました浪岡南小学校児童下校中のスクールバスの接触事故についての御報告でございます。お手元の資料を御覧頂きたいと思っております。

この事故は、12月10日、昨今の雪が降り始め道幅が大分狭くなってきた頃で、午後4時25分頃、浪岡大字相沢字長沢付近、更にその奥の細野地区に向かっている途上のスクールバスの事故でございます。弘南バスの職員が運転するスクールバスに、4トンダンプの荷台後部が接触したものです。

事故当時、バスは停車しておりまして、すれ違おうとした4トンダンプの車両後部がバスの後部と接触したものです。

幸い、乗車の児童5名の怪我は全くありません。バスの損傷も車両後部右側が軽く擦れる程度の軽微なものでした。なお、車両の走行にも支障はございません。

委託契約によりまして、事故発生時の処理・損害賠償については、受託者である弘南バスが行うこととしております。

今回の事故は、相手方車両が接触してきたものではあります。受託者である弘南バスに対しましては、改めて事故防止と安全確保に留意するよう、重ねて指示をしております。以上でございます。

委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

(3) その他

委員長

その他、本日の案件以外に、教育委員の皆様から何かございませんか。

～ なし ～

委員長

その他、事務局から何かございませんか。

～ なし ～

それでは、これで本日予定しておりました議案の審議等が全て終了致しました。

以上を持ちまして、平成 26 年第 12 回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成 26 年 12 月 18 日開催の平成 26 年第 12 回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成 27 年 1 月 26 日

書 記 藤田 剛

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 27 年 1 月 26 日

署名委員 斎藤 誠子

署名委員 月永 良彦